

市有地公売～市有地を一般競争入札により売却します～

売却物件
所在地 羽村市小作台2丁目15番6
地目 宅地
地積 215.27㎡

入札参加申込受付

期間 1月20日(月)～2月20日(木)・土・日曜日、祝日を除く
時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
※「売払い要領」は市役所西庁舎3階契約管財課(7番窓口)で配布します。
※市公式サイトからもダウンロードできます。

入札期間

期間 2月3日(月)～20日(木)・土・日曜日、祝日を除く
時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
開札日時 2月21日(金)午後3時

入札保証金 入札前に、入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付
※参加条件および最低売却価格など、詳しくは「売払い要領」を確認してください。
問合せ 契約管財課管財係 395



▲売却物件

マイナンバーカードをつくりましょう

～地域の会館で、申請のお手伝いをします～

「マイナンバーカードを作ろう」とは思うけれど、作り方がわからない」「写真の用意や申請が面倒…」など、なかなか申請に踏み切れない方、市内の会館で、申請の出張サポートを行います。時間は1人10分程度。手軽にマイナンバーカードを作ることができます。

出張サポート日程

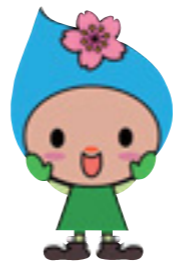
会場	日程
本町会館	1月21日(火)
小作台西会館	1月30日(木)
	1月23日(木)
	1月31日(金)
三矢会館	1月24日(金)
	1月28日(火)

※時間はいずれも午前10時～午後1時、午後2時30分～4時です。

持ち物 個人番号カード交付申請書
※紛失した方は、事前に市役所で専用の申請書の発行を受けてください(本人確認書類を持参して市役所で申請)。
※申請にキャッシュカードや通帳は必要ありません。また、市が行う出張サポートは、広報はむらで事前にお知らせするものだけです。類似の詐欺に注意してください。
※詳しくは問い合わせください。

当日の流れ

- ①受付
 - ②専用の端末機で、申請データ作成および写真撮影
 - ③申請データ送信完了
- ※予約は不要です。
※2月以降、ほかの会館でも実施します。
問合せ 市民課受付係 121



固定資産税に関する届け出・申告を

取壊し家屋(建物)の届け出を

令和元年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。
■登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。
■未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

※取壊しの届け出がないと、令和2年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告は1月31日(金)までに

市内に土地を所有している方で、令和元年中に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・土地を新しく住宅用地として使用した。
- ・土地を住宅用地として使用しなくなった。
- ・住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した。
- ・住宅を事業用家屋に用途変更した。

住宅建替え中の住宅用地に特例があります(建替え特例)

住宅用の家屋が建設されていない土地や建設中の土地については、原則として住宅用地の特例は適用されません。しかし、建替えにより住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が存在しない場合や住宅の新築工事に着手しているなど、一定の要件を満たす場合は、住宅用地の特例を受けることができます。

この特例を受けるためには、土地の所有者からの申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

固定資産税(家屋)の減額措置があります

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」の、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。

改修工事後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせください。
申告先・問合せ 課税課資産税係 157

令和2年度の住民税の改正点など

令和2年度から適用される個人住民税(市・都民税)の税制改正は、次のとおりです。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充

令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に住むようになった場合に適用します。
○消費税率10%が適用される住宅取得などについて、控除期間を10年間から13年間に延長します。
○11年目以降の3年間については、各

年において、次のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ①建物購入価格の2%の3分の1
 - ②住宅ローン年末残高の1%所得税額から控除し、控除しきれない額については、改正前の制度と同じ控除限度額※の範囲で個人住民税額から控除されます。なお、建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は現行と同水準です。
- ※所得税の課税総所得金額等の7%(最高13万6500円)
問合せ 課税課市民税係 162

注目! 昨年e-Taxを利用して申告した方へ

平成30年分の確定申告で、青梅税務署などでe-Taxを利用した方または、「確定申告書作成コーナー」で作成し、プリントアウトして書面で提出した方、税理士の無料相談会場や市の相談会場に申告書を出した方には、令和元年度の確定申告書などの用紙は青梅税務署から送付さ

れません。引き続きe-Taxなどを利用してください。

※市役所での用紙の配布は1月23日(木)からです。
問合せ 青梅税務署個人課税第一部 門 0428-22-3185 (自動音声に従って「2」を選択してください)

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。